

港湾局総合計画策定推進本部会議設置要綱

令和 6 年 2 月 8 日

5 川港経第 4 5 8 号

（目的及び設置）

第 1 条 川崎市総合計画策定推進本部会議設置規程第 2 条に掲げる事項で、港湾局に係る調整、企画及び立案等を行うため、港湾局総合計画策定推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部の所掌事務は川崎市総合計画策定推進本部会議設置規程第 2 条の港湾局に係るものとする。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第 1 条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進本部には必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び部会の庶務は、港湾局港湾経営部経営企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	港湾局長
副本部長	港湾経営部長
本部員	港湾振興部長
	川崎港管理センター所長
	川崎港管理センター副所長